

マイナンバーカードと健康保険証 一体化に関する質問

デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問の回答をご紹介します。 ~デジタル庁 HP から一部抜粋

- Q 1. 健康保険証を 2024 年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを取得できない者は、保険診療を受けられないのですか。
- A 1. 変わりなく保険診療を受けることができます。カード 1 枚で受診することで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。このため、全ての方々がカードを持ちうるように努めます。手元にカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続きについては、現在検討中です。
- Q 2. マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも 診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。
- A 2. 現在、保険証利用に必要な準備が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、カード保険証の利用が可能になります。なお、自己負担額は、2022年10月から改定され、費用負担が余計にかかることはありません。

Q3. マイナンバーカードを無くした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A 3. 紛失等によりカードを再発行する必要がある場合においては、1~2か月かかっている期間を長くても10日間程度でカードを取得することができるように検討を進めています。例外的な事情により、手元にカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応します。

Q4.マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

A 4. 大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは、情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。 マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。 オンラインで利用する時にも、IC チップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

Q5. マイナンバーカードを落とすと、税や年金、医療などの情報が流出するので怖いです。

A 5. カードの IC チップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の 4 情報と顔写真、マイナンバー、電子証明書、住民票コードです。IC チップは、無理やり読み込むと壊れる仕組みになっています。

Q 6. マイナンバーカードから、紐付けられた自分の個人情報が流出することはないですか。

A 6. マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、行政職員しかいません。職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、職員であっても見ることができません。行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルのあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますので、ご安心ください。